

3 長野市の地域子育て支援センターのあり方について

長野市地域子育て支援センターの運営に当たっては、国の地域子育て支援事業に対する補助金の交付が改正されたことを受け、新たに地域子育て支援センターの類型及び配置等について方向性を定めるとともに、利用者の要望に十分応えられるよう事業内容を見直すこと。

記

- (1) 地域子育て支援センターの類型については、地域の拠点となる機能を持つ子育て支援センターを「センター型」、センター型を補助する機能を持つ支援センターを「相談・交流型」、すべての保育園、幼稚園で実施する子育て支援を「全園型」とし類型別に役割、事業内容、開設日数等、実施場所、職員配置を定める。
- (2) 地域の区割りについては、子育て支援と、乳幼児健診など乳幼児に対する保健行政との連携を考慮し、保健センターの管轄区域を基本とした区割りとする。
配置数については区割りごとの利用者見込み数(ニーズ)を算定し、ニーズに応じた配置とし、センター型 6 園、相談・交流型 10 園、全園型 99 園とする。
- (3) 実施時期は平成 22 年度(予定)とし、支援センターの類型や配置については、今後、保育園・幼稚園に「全園型」が定着した時点で、国の動向等を踏まえながら検討する。

(詳細は別紙のとおり)